

令和 7 年度 富山県議会 議会改革の取組
【議会改革に関する行動計画】

令和 7 年 5 月 27 日

○趣旨

開かれた議会を推進するため、県民に広く議会の活動を知っていただき、県政への関心を高めるほか、議会の活性化、透明性の確保等に資するよう、次のとおり、議会改革を推進するもの。

1 議会基本条例に基づく議会運営

条例に規定する議会の運営原則に基づく議会運営を行うとともに、議会改革推進会議において、次のとおり、議会改革に関する行動計画を策定する。

2 住民との情報共有の推進

(1) 議会広報の充実

TOYAMA ジャーナルを年 1 回発行し、公民館や図書館等の主要施設への配架に加え、より多くの県民の目に触れるよう周知方法を検討するほか、議会ホームページに掲載する。

また、SNS 等を活用したプッシュ型の広告により、TOYAMA ジャーナルの PR を行うほか、WEB でアンケート調査を行い、効果的な情報発信について検討する。

(2) ソーシャルメディア利用等による情報発信

議会ホームページや SNS を利用した定例会質問者など議会情報の発信を行うとともに、発信内容の充実に向け、検討する。

3 主権者教育の推進と住民参加の取組

生徒や学生に対する主権者教育を推進するため、県内高校生に TOYAMA ジャーナルを配布するとともに、全国都道府県議会議長会等作成の主権者教育用リーフレットを活用した議員による高校等への出前講座や議員との交流イベント等を実施するほか、県選挙管理委員会が実施している出前授業との連携を検討する。

また、小学生を対象に行う議場見学の活用を検討する。

このほか、委員会の県内視察等に併せて議員と関係者との意見交換等を実施する。

4 新たな機能強化の取組

(1) 議会における IT の活用等

議員活動や議会運営の高度化・効率化に向け、引き続き IT の有効活用について検討するとともに、ペーパーレス会議システムの運用に関する課題解決に取り組む。

緊急時等に備え、オンライン委員会の実装化に向けて、各委員会室における通信環境及び運営上の課題を引き続き検証する。

(2) 危機管理対応

改訂した「富山県議会危機管理対応マニュアル」を踏まえた対応を簡潔に記載した携帯カードを作成し、万一の際の行動を明確化する。

また、議員安否確認メール（メーリングリスト）の送受信テスト及び避難訓練を継続的に実施するとともに、災害対応活動を可能とする物資を計画的に確保する。

(3) ハラスメントの防止

議会におけるハラスメントの防止のため、研修を継続的に実施するとともに、相談体制の周知に努める。